

旅行業者営業保証金の取戻しについて

1 旅行業者営業保証金取戻しを行うことができる場合で、公告が不要なとき

- (1) 国土交通省令の改正によるとき【旅行業法第8条第4項】
- (2) 取引額の減少によるとき【旅行業法第9条第3項】
- (3) 営業保証金の差替えによるとき【旅行業法第18条の2第2項】

2 旅行業者営業保証金取戻しの流れ【旅行業者営業保証金規則第8条から第10条まで】

(1) 国土交通省令の改正によるとき

ア	営業保証金の取戻しをしようとする者 ⇒ 千葉県知事（県担当課） ----- <u>証明書交付申請書</u> に <u>供託書の写し</u> を添付して提出（郵送可）
イ	千葉県知事 ⇒ 営業保証金の取戻しをしようとする者 ----- 営業保証金につき権利の実行の手続が取られている場合を除き、 <u>証明書</u> を交付（当該証明書を交付した日の属する事業年度内に限り、効力を有します。）
ウ	営業保証金の取戻しをしようとする者 ⇒ 供託所 ----- <u>供託物払渡請求書</u> にイの <u>証明書その他の書類</u> を添付して提出 （県発行の証明書、供託書正本、登記事項証明書、供託書に押印した印章、印鑑証明書等が必要ですが、詳細は供託所にお問い合わせください。）
エ	供託所 ⇒ 営業保証金の取戻しをしようとする者 ----- 供託物の払渡し（営業保証金の還付）

(2) 取引額の減少によるとき

ア	営業保証金の取戻しをしようとする者 ⇒ 千葉県知事（県担当課） ----- <u>取引額報告書</u> 及び <u>証明書交付申請書</u> に <u>供託書の写し</u> を添付して提出（郵送可） 取引額の報告をした日以降、当該報告の日の属する事業年度内に限ります。
イ	千葉県知事 ⇒ 営業保証金の取戻しをしようとする者 ----- 営業保証金につき権利の実行の手続が取られている場合を除き、 <u>証明書</u> を交付（当該証明書を交付した日の属する事業年度内に限り、効力を有します。）
ウ	営業保証金の取戻しをしようとする者 ⇒ 供託所 ----- <u>供託物払渡請求書</u> にイの <u>証明書その他の書類</u> を添付して提出 （県発行の証明書、供託書正本、登記事項証明書、供託書に押印した印章、印鑑証明書等が必要ですが、詳細は供託所にお問い合わせください。）
エ	供託所 ⇒ 営業保証金の取戻しをしようとする者 ----- 供託物の払渡し（営業保証金の還付）

(3) 営業保証金の差替えによるとき

主たる営業所の移転の事実を証する書面のほか、必要な書類等、詳細は供託所にお問い合わせください。